

平成 27 年度 第 3 回 市原市環境審議会 議事録

- 1 日 時：平成 27 年 11 月 11 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 5 時 45 分
- 2 場 所：ゼットエー武道場・会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員（五十音順）

安藤（貞）委員、岡田委員、小野委員、加藤委員、小林委員、小宮委員、鈴木委員、泉水委員、萩原委員、坂内委員、日浦委員、平野委員、深谷委員、堀田委員、間所委員

…計 15 人

（欠席）安藤（生）委員、犬伏委員、河野委員、羽鳥委員、

…計 4 人
 - (2) 事業者
新井総合施設株式会社 9 人（コンサルタント含む。）
 - (3) 事務局（環境部 環境管理課）

平田部長（挨拶後退室）、増田次長、畑島課長、丸所長、菅野係長、末吉係長、田中係長、高橋係長、石橋主査、森川副主査、北村主事

…計 11 人
- 4 一般傍聴者 5 人（議題から公開）
- 5 議 題：
 - (1) 審議事項
 - ・ 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について
 - (2) 報告事項
 - ・ なし

6 内 容

司 会：お待たせいたしました。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料といたしましては、

- ・「資料 2 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書の概要」が 1 部、
- ・「参考資料 1-1 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見」が 1 部、
- ・「参考資料 1-2 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書について」が 1 部、
- ・「参考資料 2-1 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見」が 1 部、
- ・「参考資料 2-2 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について」が 1 部、

の 5 点でございます。不足している資料がございましたらお声がけください。よろしいでしょうか。

次に、本日、お席に配布させていただきました資料といたしましては、

- ・本日の会議の「次第」が 1 部、
- ・「委員名簿」が 1 部、
- ・「席次表」が 1 部、
- ・「市原市環境審議会規則」が 1 部、
- ・「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書」が 1 部、
- ・同じくその「要約書」が 1 部、
- ・「資料 1 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について」が 1 部、
- ・「資料 3 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書に対する質疑・意見に対する事業者見解」が 1 部、
- ・「資料 4（委員限り） 委員への事前意見照会結果」が 1 部、

の 9 点となります。不足している資料がございましたらお声がけください。よろしいでしょうか。

それでは、これより、平成 27 年度第 3 回市原市環境審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます環境管理課 課長補佐の齊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。なお、本日、御都合により、安藤委員、犬伏委員、河野委員、羽鳥委員から、欠席との御連絡をいただいておりますのでここで御報告いたします。

それでは、「次第」に従いまして、環境部長の平田より御挨拶を申し上げます。

環境部長 : あいさつ (省略)

司 会 : それでは、ここで、市原市環境審議会の泉水会長へ、市長からの諮問書をお渡しいたします。本日は「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について」の1案件となります。

環境部長 : 諮問(省略)

～諮問書を読み上げ、会長に諮問書を手交～

司 会 : 誠に恐れ入りますが、平田部長はこの後、他の会議への出席のため、ここで退席させていただきます。

続きまして、会長の泉水様より、一言御挨拶をいただければと存じます。泉水会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長 : あいさつ(省略)

司 会 : ありがとうございます。それでは、ここからの会議の進行を、市原市環境審議会規則第5条第1項の規定により、泉水会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 : それでは、まず、本日の会議の成立要件を確認いたします。本日は19名の委員のうち、半数以上の15名の出席となっておりますことから、市原市環境審議会規則第5条第2項の規定により、本会議は成立しております。次に、議事録署名人を指名いたします。今回は、深谷委員、岡田委員にお願いいたします。

～両委員、承諾～

議 長 : ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

なお、本会議は、市原市情報公開条例等に基づき、原則、公開することになっております。本日は5名の傍聴希望者が待機しておりますので、事務局は傍聴者を入室させて下さい。

～傍聴者、入室～

議 長 : 傍聴の方にお願ひいたします。事務局からお渡ししましたお手元の遵守事項を守り、係員の指示に従って下さい。これに違反した場合には退席をいただくことがありますので御注意をお願ひいたします。それでは、ただ今より議事に入ります。『君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について』を議題といたします。はじめに、事務局より、本件についての説明をお願ひいたします。

事 務 局 : ～説明～(省略)

議 長 : ただ今の事務局からの説明に対しまして、質疑等がありましたらお願ひいたします。

～委員からの質疑等発言なし～

議 長 : 質疑等はないようですので、それでは、本件に関して事業者からの説明を求めるため、事務局は説明員を入室させてください。

～説明員、入室～

議 長：事業者の皆さまには、『君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書』に関する御説明と、委員からの質疑にお答えいただきをお願いいたします。また、今回は委員の皆さまから事前に御意見等をいただいております。意見等に対する事業者側の見解も御説明いただければと思います。それでは、早速ですが、御説明をお願いいたします。

事 業 者：～自己紹介及び「資料2」に基づく準備書の概要説明（省略）～

議 長：ありがとうございました。ただ今、事業者の方から、本件に対する説明をいただきました。続きまして、「資料3」に基づき、事前質疑・意見に対する事業者見解について御説明をお願いいたします。

事 業 者：最初に、項目の1番ですが正誤表自体も間違っており、本当に大変申し訳なく思っております。今後はそのようなことがないように照査の方を、一層念を入れてやりたいと考えております。本当に申し訳ありませんでした。

次に項目の2番でございます。我々事業者側の回答、見解としましては、記載を先にさせていただいておりますが、読ませていただいた上で追加説明を口頭でいたします。「本事業は、千葉県環境影響評価条例、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する基準、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針に基づき所定の手続きを進めています。手続き上は、増設の区分に該当します。また、新・増設で審査等の内容は変わりません。」ということに記載させていただきました。進入路に関しましての所を少し口頭での補足をいたしますが、項目の9番の所にも「搬入路」の御質問がございます。お答えが少し重なるかもしれませんが御容赦ください。まず補足いたしますが、使用に際しましては、路線に関しまして、林道並びに市道がございますが、それに対しましての許可を申請申し上げて、御承諾賜った上で通行させていただいているということが1点目。通行に当たりましては色々な許可の制限条件がございます。主だったことを申し上げますと通行台数がございます。また、通行日がございます。先程も少し触れておりましたが、平日、月曜日から土曜日まで、日・祝日は通行してはならないということをお申し上げました。それと通行の時間という制限がございます。具体的には8時半から17時半。それともう一つは重さでございます。総重量20tと。簡単に言いますと25t、30tといった総重量の物は通行せず、20t以下の物ということがございます。そのような条件を遵守するといったようなことで使用をさせていただいております。また使用に当たりまして、維持管理については、側溝の清掃、もしくは

は日常の点検は事業者側としては維持管理上も努めて行わせていただいております。また、ダンプの走行に当たっては、警備員を配置したり、安全を確保するために誘導を徹底させていただいたりといったような所もきちんとさせていただいております。更には走行するドライバーにつきましても、必ず年に1回林道講習も、事業者側として努めて行わせていただいた上で、それを受講したドライバーは林道の通行許可証という、免許証のような物を発行した上で、走行する運転手につきましても、その義務というか教育を徹底しております。この林道の走行に関しましては、我々も慎重に丁寧に対応するべく、多岐に渡り対応している所でございます。御意見ということに関しては厳し目なお言葉を頂戴している訳ですが、そのような回答とさせていただきたく思います。項目の3番でございますが、Ⅰ期の処分場、先程も申し上げましたが、平成24年1月に勧告を頂戴し、その後、維持管理を含めました対策を講じております。Ⅱ期につきましては25年1月、翌年の開業ということでございますが、Ⅱ期の開業後におきましても現在2千人以上の方々が施設に御来場いただきまして、昨日もお越しになっている方もいらっしゃいますし、ほぼ毎日に近い状態で施設を御覧になっていただいております。我々も施設を御見学いただく方を限定することは一切ございません。当然ながら色々な御意見、反対のことを唱える方もいらっしゃれば、賛成の方もいらっしゃいます。そういう方を差別することなく、皆さんに見ていただくということでもう2千人くらい御覧になっていただいております。積極的にということかどうか別にして、地元に対する説明も都度行っております。開かれた処分場を目指しておる事業者でございまして、何か御質問等があれば当然ながら御対応していくと。今の状況を御説明する必要があるれば、事業者自ら問われることはないまでもきちんと説明を加えていくといったようなことは、我々としては積極的にやらせていただいているつもりですので、多少齟齬があろうかと思いますが、今後も引き続き現状について必要があるれば都度御説明はやらせていただくという考えは変わっておりません。原因の特定についても我々はしています。明確に、我々なりに調査を行った結果、これが原因であるという物を特定しました。それに対する対策ということにつきましても、行わせていただいております。それに対する効果ということにつきましても、我々も日々維持管理をⅠ期並びにⅡ期やらせていただいている中で、計測並びに記録をずっと取らせていただいております。

その効果につきましても先程図面でお示しましたが、経時的ではございますが、着実に効果が出て来ていると理解しております。次に項目の4番でございます。4番につきましても、今申し上げたような所の内容と全く同じようなことでございますが、「3年以上保有水漏出の制御に窮している」という、制御というお言葉を頂戴した訳でございますが、我々なりに流出経路の遮断、並びに降雨に対するその流量、もしくは処理水として表している水収支で申し上げましたが、その量と、更にはその法尻対策として遮断した所の日々の点検等につきましては我々なりにマニュアルを策定して行わせていただいております、というお答えを重ねて申し上げることで御容赦ください。項目の5番につきましては、事業計画の総論という御意見、御質問と認識します。これにつきましては先程も御説明いたしましたが、今回のアセスの調査を踏まえまして、環境に与える影響の評価並びにそれに対する保全措置ということをきちんと取り組み続けるということが事業者として大切だろうというお答えにさせていただきたいと思っております。項目の6番の事業計画でございますが、私どもも色々な意見をいただくそれ以前に、事業者としてどのようなリスクがあるということを想定してマニュアル化していることがありますので、それを列記させていただきました。危機管理対応マニュアルという物があり、実際にこの中に日々運用ということで実際に使っている物もございます。大雨の非常体制について、これは昨今でもありますので、マニュアルに基づいて、必ず点検なりその対応を行っている。またその災害が起きた場合、林道の崩落、もしくはそれ以外の積雪、凍結ということもあります。更には火災、地震、場内の重機における人的な事故、小堰堤の崩落、遮水シート破損、水処理施設に関する災害、等々ということで少し省略はいたしますが、そのような対応がとれるように危機管理マニュアルを制定しております。マニュアルは作成して戸棚の中にしまい込む物ではございませんので、私どもは当然ながらこのマニュアルに準じて、足りない所は見直し、足りている所はしっかり徹底し続けるといったような所で行わせていただいております。項目の7番ですが、「Ⅰ期Ⅱ期から学んだことをどのように活かして環境に配慮するか。準備書にはそのあたりが記載されているが詳細を聞きたい」ということについては、今、御説明をさせていただきました。また、「Ⅰ期に起きたことをⅡ期でどのように改善したかと、Ⅱ期で行わせていただいたことの効果がどうであった

かと、更にそれをⅢ期にどう結び付けるか」といったような所は最初に御説明させていただきましたので、そのような回答にさせていただきたいと思います。項目の8番でございます。これは「事業計画（集中豪雨等における施設・設備の処理能力）」ということで、先程の最後の方でございますが、100年確率、50年確率と、現在20年確率でやらせていただいておりますが、最後の方、「資料2」の113ページでの説明を言葉で表現させていただいておりますので、何かございましたらまた改めて御質問いただけたらと思います。項目の9番でございますが、これは先程も大気や粉じんですとか、例えばその対応策としては、特に影響がある所には二重サッシを講ずることにより、等々の御説明をさせていただきました。準備書における御説明をさせていただいたということでここは言葉ではもう記載してございますが、省略をさせていただきます。項目の10番でございますが、林道戸面蔵玉線、林道大福山線、それから林道坂畑線、市原市道、更には途中になりますが、君津市道福野川谷線という3ルートを使わせていただいております。独自のルートの確保という御意見はあろうかと思いますが、私どもはこの3ルートを、先程申し上げた使用承諾の申請を申し上げて、その許可をいただいて、その条件たる物をきちんと遵守させていただいて、それのみならず、維持管理をしっかりとさせていただいて、特に地域住民の生活の路線であることもしっかり理解した上で、それに関する配慮を欠かさないで点検や維持管理を引き続き継続していきたいという考えということでお答えにさせていただきたいと思います。項目の11番でございますが、大腸菌群数について御意見をいただきました。これに関しまして、準備書では、方法書に示した項目を調査、予測及び評価しています。最終処分場では浸出水の処理工程の最終段階に消毒槽で消毒してから放流します。したがって、放流水の大腸菌群数は0でございます。このことから大腸菌の予測評価は行っていません。なお、調査は行っており、測定をしております。その結果はこの準備書の「資料」のページに掲載してございます。下流の民家の影響が出た所では施設から大腸菌のたくさん入っている水が流れているのではないかと、という御指摘ですが、現状はそういう状況ではないということでございます。以上でございます。

議 長：ありがとうございます。それでは委員からの質疑等をお願いします。

A 委 員：準備書の資2-6ページにある水質調査結果、大腸菌のことですが、この数値を測定した場所ですね。それと準備書の3-31ページに大

腸菌群数が出ていて、これは放流水の水質の状況ということですね。まさに放流水そのもの、出たばかりという物ですね。

事業者：はい、そうです。

A 委員：資 2-6 ページと 3-31 ページの関連はどうなのでしょう。ここでは大腸菌群数の数値が出てきていますが、この水質調査結果を行った場所はどこでしょうか。

事業者：例えば資 2-6 ページの一番上の表で見ますと、そこに地点 A から地点①までの欄がありますが、地点 A が放流口の傍の所の河川です。3-14 ページに図があります。事業区域の中に A ということで、逆三角で示してありますが、それが地点 A になります。そこで大腸菌群数が川へ出ると 2.8×10^2 の 2 乗となります。

A 委員：地点 A は事業地の中ですよ。

事業者：はい、そうです。

A 委員：事業地内の地点 A では数値が出ていて、一方の河川放流口は消毒してあるから 0、ということがわからないので、そこを説明してください。

事業者：地点 A も全部放流量が行く訳ではなく、山から他の水も入って来ています。そこで測っていますので、その山から来ている水の中に大腸菌が含まれていると考えます。放流水とその山から来ている、他の現場から来ている物と足した所で測っています。それもかなり近い所ですが、そういう状況の中でも大腸菌は確認されているのは自然由来の大腸菌ということで考えています。

A 委員：要するに疑問に感じるのはその辺なのですよ。確かに、浸出液は 0 だということはある意味当たり前の話ですよ。滅菌するのでしょうか。それから、一步外に出た、外の物が混じったと言われますが、敷地内の物がそこに全く混じっていないのかということですが、そこは混じってないって言い切れるのでしょうか。

事業者：雨が降って調整池に流れ込みますが、そこは先程の放流水とは違いますので、そこには含まれている可能性はあります。

A 委員：そこですよ。そこが問題だろうと思っているのですよ。

事業者：ただ処理水系統の物、あるいは生活排水と言いますか、トイレ等の水に関しましては全て消毒して出していますので、そういう意味では人工的な物はありません。計画地の中、今の事業区域から出て来る物に関しましては鳥もいますし、哺乳類もいますし、そういった物から排出される物が含んであると思うので、そういう物も流れ込んで来て、そこに大腸菌が生息していると言いますか、そういう状況が考えられると思います。

A 委員：一応わかりました。

事業者：ありがとうございました。

B 委員：穴を掘って遮水シートを張って、そこに廃棄物を埋立てして覆土をして、その水が集約するように排水管を作って、池にまとめるという話ですよ。このシートそのもの、下流の方たちが井戸水を

使っていて、今の大腸菌の話ですとか、それから有害物質という物が流出してくる、あるいは浸透してくるということで、遮水シートの強度は何十年ぐらもち、何年ぐらい先のことまで想定してそのシートを使っているものなのか。またそれ以外にもっと強固な物はあるものなののでしょうか。どんな物でも多分劣化していけば浸透していくような気がするのですが、20年、30年、50年ぐらいは多分大丈夫なののでしょうか。将来私たちの子どもたちが生きた時にそれはどうなののでしょうかという話なのですが。

事業者：遮水工という物は、よく処分場はプールみたくなっていると私たちは現場で説明いたします。改めて整理させていただきますが、一番底が50cmのベントナイト層という不透水層を土壌改良で作ります。それで、器という物が出来上がった所に遮水工という物を施します。遮水工というのは一番地面に接している所が不織布という物があって、それから自己修復シート、遮水シートに関しては二重に敷設されている、いわゆる二重構造、二層構造と言った方が良いでしょう。遮水シートというのは非常に紫外線に弱い、逆に言うと紫外線を遮断するために遮光マット、名のごとく、光を遮断する遮光マットというのを敷設したことで何層かにも分けられた物が、遮水工という物が設置されています。遮水シートの耐用年数は私ども今50年ということで考えております。

B委員：要するに埋立てしていく訳ですから、1万年ずっとある訳ですよ。その廃棄物は地球がある限り。そうすると、有害物質というのは先程言ったような50年過ぎたら劣化していったら蓄積した物は流れて行くということは致し方ない話なのですね。

事業者：埋立てが終わった後20年間水処理をしまして、今現在の河川水と同等の物になった時は水処理を止めると私どもは考えておりますので、それ以後はそういう問題はないと判断しております。

B委員：こういう斜面の所に雨水が溜まって行って、斜めの所から下に落ちていく訳ですよ。一番下の所に行った物を集めて水処理をして、放流するということです。そうすると、この途中の経過の中で劣化していく場合は、新しいうちはそういうふうに流れるのでしょうけれども、劣化していくと斜めに設置したシートがそこから水が下に落ちる過程の中で少しずつ土に浸透していく可能性はありますよね、ということです。将来的に。今50年とおっしゃいましたが、それ以上の強固な物は今ないということです。

事業者：現在の管理型の処分場の考え方という物は、今御質問があったように埋立地の中に埋立てた物と、雨水が浸透して接してそれから浸出して出ていくという過程をとっていく訳ですよ。埋立てをこういう構造で始めたのは昭和50年代にこういう基準が出来て、遮水シートを二重シートでちゃんとやりなさいという構造の基準が決まりました。それは、御懸念のように、埋立てた物に接した物が地層の方に浸み出したり、そういうことがないようにしなさいというこ

とでそういう構造にしています。今ここであります物は斜面にもそういうシートを張って、埋立地を作っていく訳ですね。それでお話の中で少し違っていましたのは、先程来、話をしていましたが、埋立てをして順次埋立てが積み上がって行くのですが、埋立ての層は、千葉県の基準、指導の中で、2.5mで更にその上に中間覆土をなさいます。今回の物は、そういうふうな覆土の所でも、中間で埋め立てる所でも水が排水しやすいように工夫を凝らさずということをおっしゃいます。それは今までの経験からそういう形で水が速やかに抜けるような構造の物を作っていくという考え方で、考え方の基本が統一されております。御懸念のように50年経ったら劣化してそこから浸透するのではないかというお話ですが、埋立て期間中に水みちが形成されますので、そういう懸念はないという具合には考えております。よろしいでしょうか。御承知のとおり、水という物は総体的な物ですから、水の通りやすい層を満遍なく巡らせながら、水が引き出しやすいような構造で作り上げていくという考え方で埋立てをしていくと、こういうことをごさいます。

議長：よろしいですか。その他いかがでしょうか。

C 委員：I期、II期の経験がどう活かされるかということが一番気にしていたのですが、今日のお話を伺って大変好感が持てました。これはもうやってみるよりしょうがないな、というくらい検討されたのではないかという感じがいたしました。私はこのリスク回避という所で、昨今の自然災害などですね、それによって設計条件を変えなければ環境基準が守れないというような状況が起きて来ていると思うのですが、それに対して、特に私は降雨の状況で、50年間という再現期間の話まで検討されたというのはなかなか良いかなという感じがいたしました。これは質問ですが、石膏ボードのような物をなるべく入れないようにというような話の中で、廃棄物のチェックと言いますか、中間処理をされた物が入って来るのか、あるいはその中で色々な物が入って来る訳ですが、この廃棄物、捨てられる物のチェックはどのようになされているのか伺いたいと思います。

事業者：私どもが受け入れをさせていただいています、先程も少し申し上げましたが、受入管理といった所もマニュアルを徹底しております。具体的には、廃棄物については性状と形状といった物がありまして、これは法で定まっております。性状については、例えば現場からの掘り起こし物、ゼネコンさんが何か作ったり、もしくは何か解体したり、いわゆる解体物等も含めて、今お話がありました。中間処理、中間処理でも選別をする中間処理や、物を燃やす中間処理、もしくは物を砕く、破碎といったような中間処理といった物がありますが、そういった中間処理を経て入って来る物と、現場から入って来る物、それを性状ということについては法に定められている分析の値が

あります。それ以下であるということをしちんと分析表を確認いたします。これはそれぞれの契約を行う際にまず行います。それともう一つ形状という物があります。これは廃プラや、色々、それに関しても何cm以下でなければならないなど法律で定まっています。それ以下であることを確認した上で受け入れて埋立てを行っていません。仮にそれがオーバーする物が入った場合どうするのかということがあります。形状で申し上げますと、展開検査といったことを埋立地内で行います。具体的にはダンプアップをして、ダンプの中に入って来ている物を、そこでバサッと開けさせて、それを一つ一つ拾い出しする訳ですね。拾い出した物にスプレーをかけまして、通知書、通告書たる物で、それは排出者に持って帰ってもらおうと。持って帰っていただいた上で、次に同じような物が入った場合については解約までするというので、我々はそのような対応をとらせていただいております。きちんと事前に確認をさせていただくということが一つ目です。それと入って来た物についても形状がオーバーしていないかどうかということもきちんと現場で確認するということです。更にそれに対しては決めておりますから、法に基づいた形でそれ以外の物は持って帰ってもらおうなり、是正をしていただくなり促すことをさせていただくと。これをもって受け入れ管理ということで取り組ませていただいている次第です。

議長：よろしいですか。その他にございませんでしょうか。

D 委員：「資料2」に知事の意見と事業者の見解がありますが、例えば13ページの粉じんの所で、知事意見の「粉じんの発生源は埋立作業のみとしているが、覆土置場についても発生源として追加すること。」や「粉じん等の調査は年間を通じて人々が訪れることから、四季別に行うこと。」、それから「林道の未舗装部分」での粉じんの発生など、こういうことは知事から御意見をいただかなくても御自分たちの企業でどういうことをやっているかということを考えれば、指摘されなくても思い浮かぶことではないでしょうか、という気がしました。言われたらそれに対応しています、検査しますという感じで、今まで10年くらい、Ⅰ期、Ⅱ期とお仕事をされてきて、自分たちが一番ノウハウなどを知っていると見える方々がこういう対応をされるということに対して、何か企業姿勢として大丈夫なのかなど。失礼な言い方ですが、何かものすごく稚拙だなというように感じました。そういう所がこの後の臭いの所でも、春、秋を抜いて夏、冬しかやらなかったなど。人が一番来るのは春、秋かなというイメージネーションが湧かないのかななど。非常に小さいことを言っているようですが、それは企業姿勢の問題だと思うのです。それで私はかなり不安に感じました。それが私の意見です。

事業者：今お話のありましたように、Ⅰ期をやらせていただいたのは、平成16年4月から営業開始いたしまして、約12年目になっております。我々もⅠ期からⅡ期、そしてⅢ期をやらせていただくに当たり

まして、Ⅲ期の開発自体の事の重要性ということは現場としてもよくよく分かっておりまして、今委員から意見がありましたように知事の意見が出てからやるという物については、当然ながら御意見をいただいたので取り組んでおるのですが、まず我々は事業計画概要書という物をアセスの手続きで一段目に行った訳です。それに対して、ここの当該地においてこのような開発行為をするに当たって、事業者として、その調査、予測の仕方をこのような考えで、このような取り組みで調査を行っていきたいということで、方法書でお示したのは約1年前のことでありました。この場をお借りして当時御説明したことを昨日のここのように思い出します。我々としては、こういった調査を多分に、逆に一方、ここまで調査をするのかというように言われる物もありながら、今、委員からありましたように、ここの部分が少し欠けているのではないかという御指摘のもとで、知事意見という形で御指摘いただいた物をやらしていただいております。当然、足らなかったという所については、御意見として出たのでそれは真摯に受け止めましてきちんとした形で調査を行ったということであります。今後におきましても、先程の監視計画という所で、最後、少し語調を強く申し上げましたが、やはり事業者として大切なことは、今後、建設が始まった以降、また供用を開始させていただいた以降についても、本件アセスについてしっかりと調査をしながらしていくということが計画の大切さでありますので、今の御意見も踏まえまして、今後しっかりと、また引き続き取り組んでまいりたいということで御回答にさせていただきたく、お願い申し上げます。

- 議 長：ありがとうございます。その他に何かございませんでしょうか。
- E 委 員：増設事業に対して地元の説明したと思うのですが、地元の反応はどうでしたか。それともう一つ、この増設工事で、何年でいっぱいになりますか。
- 事 業 者：地元に対する準備書の御説明は、君津市内で9月19日、市原市内では20日に行っております。また、去年は方法書の地元への説明を行っております。反応は色々多岐に渡りまして、この準備書に対する内容がそれなりにまとまっているという評価があったり、またはそもそも、私どももその場でも申し上げるのですが、産業廃棄物の管理型を含めまして、産業廃棄物の処分場という物は、皆が必要だとはおっしゃっていただけます。インフラだから必要だと言われます。しかしながら、自分の傍に作るなど、総論賛成、各論になると反対といったような事業であるということを宿命、使命であることを背負いながら、インフラという物をどのように守るかといったようなことを事業者として、民間でございますが、それを真摯に思いながら、自負として取り組んでいる次第です。ですから、評価はどうであったかといったことについては反対の意見もございます。しかしながら、一方で必要であるというような意見もございました、

ということで御回答いたします。しかしながら、準備書について、どのような調査をしたかということについて、更にそれを聞かせていただきたいという、準備書そのものに対する御意見、御指摘があったことも事実でございます。もう一つ、この事業が建設が始まりまして供用開始した場合については、埋立計画でいえば、いわゆる第Ⅰ期から第Ⅲ期までをトータル40年ということで計画をしております。第Ⅲ期の①と②、210万㎡まで含めまして、40年という埋立計画でございます。色々な御意見がありましたので、そのぐらいしか申し上げられませんが、よろしいでしょうか。

E 委員：ありがとうございます。

議長：その他いかがでしょうか。

F 委員：40年というと、とても長い期間になりますが、その間ずっと、写真で言いますと「資料2」の77ページのような状態にある訳ですよね、終わるまで。終わってここを覆土して、その次の78ページの写真にあります状態は、今から40年より更に先のことを述べている訳ですね。それでよろしいでしょうか。

事業者：Ⅰ期からⅢ期まで合わせて40年という計画でございます。今申し上げたようにⅠ期から営業を開始して現在12年になります。我々の場合、全体を埋立てということで合計410万㎡になる訳ですが、そのトータル40年ということですので、そのうち12年が経過しているということで御理解いただければと思います。

F 委員：わかりました。もう一つお聞きしたいのですが、「資料2」の82ページに「歩行者の流動状況（秋季）」がありますが、この図は間違っているのではないのでしょうか。これは春の平日の図ではないですか。歩行者の数が非常に違っていると思いますが。準備書に出ていますのでそれを御確認いただいた上で、もう一つ質問ですが、調査時間9時から15時までとなっておりますが、ダンプが通る時間というのは確か8時30分から17時30分まででございますよね。調査時間がなぜそれよりもぐっと短い9時から15時を調査なさったのか、その理由。それから、今、観光などは土日がメインになっておりますが、土曜日をあえて外したその理由。その2点についてお尋ねいたします。

事業者：まず、図の方ですが、これは明らかに間違っておりまして、秋の休日のデータではありません。申し訳ありません。それから、時間帯につきましては、利用者が主に利用する時間帯ということで9時から15時までを設定しております。グラフを書きますと、それは顕著に、準備書に入れてありますが、9時から15時までにほとんどの人が来ているということが見えると思います。今その例示をお示ししますけども。

F 委員：時間がありませんので、その点は結構です。土曜日を抜かした理由、今観光のメインは土日となっておりますが、土曜日を入れなかったことに関して少し気になっています。

事業者：設定をする時にピークとして日曜日、一般的な状況として平日の土曜日以外の日を選んでおりました。そういう理由です。

F 委員：わかりました。この場所の特性として、他の一般の道路とは全然違う場所であるということ、林道であるということ、そこを観光客が歩いている状況ということを考えますと、日曜日と祝日だけ、しかも原則という言葉がついております。原則以外というのは何でしょう、ということをお不安に思ってしまったのですが、そういった日曜と祝日だけ通行を止めれば良いという、そういうことにはならないと思うのですが。秋の土曜日といえば観光客がたくさん来る時期ですので。実際通る地点、地点1、地点2は、トラックは通りませんが、地点3の部分は大福山の白鳥神社の入口が矢印のお尻のあたりにありますので、ここの所は人が歩くと思うのですね。ですからそこを、やはりどうしても土曜日、日曜日、祭日、祝日は通って欲しくないと思っているのです。ですから、土曜日のここの歩行者数をもう一度洗い出していただいて、それが相当数あるということであれば秋だけでも、その日にちだけでも、特異日だけでも、土曜日の通行を止めていただくというのはできないものでしょうか。

事業者：お答えいたします。今御意見をいただいておりますのは、人と観光を含めて紅葉時というのは人が歩かれています。もっと言うと地元の方々がお散歩ということで、特にあの周辺にお住まいの方々が、朝晩や夕方に歩かれてらっしゃるのもそうです。ここは市原市道側から上がってきた所の君津市道福野川谷線からまた市原市道に合流し、それが上がってきた所が、今お話がありましたように白鳥神社、もう少し上に行くとも大福山、その右手がⅢ期の計画地という位置構成の中で、養老溪谷の方に行った方の通行とは少し違いますが、ダンプとしては、その手前は通行しているという状況にまずあります。それとともに、紅葉時期におきましてはそれなりに人が歩かれたりするというところから、安全性や環境ということをお踏まえて、その状況を勘案してダンプの走行等について、今の状況を一考できないかと、もしくは再考できないかと、そういう御意見であろうかなと伺いました。事業者としましては、当然ながら冬場、もっと言いますと、冬になれば路面が凍ったり、雪が降ったり、秋になれば紅葉の話もあります。年間を通じまして、走行する際にはとにかく警備員を、例えば先程も申し上げましたが、走行する時の分単位の出し方や、一般車両が通行した時の無線誘導における一般車両の優先ですとか、もしくは今の話に踏み込みますと、歩行者がいらっしゃった場合での最徐行の徹底ですとか、そういったような物についてはできる限り、考えられる範囲で、ドライバーへの徹底ですとか、事業者側としての林道点検ですとか、林道点検というのは路面の点検だけでなく、そういったような歩かれています方に対しても御挨拶申し上げたりですね、もしくはもっと言いますと、紅葉時期ですと落葉樹がいっぱいありますから、葉っぱがものすごいです。そこ

は我々が歩きやすいようにブローワーを持ったり、毎日それを掃除させていただいて、側溝に溜まりますと雨が降ったら水みちが変わって、その所で路肩を崩してしまうという事象も懸念があります。そういった物も、我々とするとき常に動かさせていただいている、日曜祝日は動いていませんが、それ以外はちゃんと維持管理できるように取り組んで行きたいと思っております。それと土曜の調査については、今の準備書においては平日の中に含まれております。土曜の調査については今の話がございましたが、調査を行おうと思いましたが、運行につきましては、今、そういう最大の配慮をしながら引き続き取り組んでまいりたいと思っております。土曜に調査を行いたいという考えは、今持たせていただいております。

F 委員：土曜日にたくさんの方が通るようでしたら、ぜひ車の方も通るか通さないかということを考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それではその他質疑もないようですので、事業者の方はここで御退席をお願いします。長い時間御苦勞様でした。

事業者：貴重なお時間をいただきありがとうございました。
～事業者退席～

議長：審議に入る前に、ここで5分間の休憩を挟みたいと思っております。委員の皆さまは、17時10分までに席にお戻りいただきますようお願いいたします。
～休憩～

議長：ただ今から本件に対する審議を行います。先程の事業者からの説明や、質疑応答に関すること、あるいは、それ以外のことについても各委員からの御意見ををお願いします。

G 委員：先程事業者の方が丁寧に説明をしていただいたのですが、私が地元の農協組合員の何名かにどういう状況なのか伺いました。その中で、例えば悪臭が時々ある、あるいは、農業をしていますので、その水を使って水田を、稲を作っているという様な中で、地元では大変心配しているという様な声を聞いております。地元の説明会も一回やったという話ですが、最終的には、地元の方がどういうふうにか考えるかということが非常に大きなウエイトを占めるのではないかと、私自身は感じております。事業者の方の説明と、現地の地元の方の意見では大分ギャップがあるなど、という感じを個人的には持っています。

H 委員：これは事業者に聞くべきことだったことかもしれないのですが、監視計画についてですが、良く分からないので、行政の方に教えていただきたいと思います。調査監視する時期とか、監視期間の設定ですね、要するに40年とおっしゃっていましたが、40年後どこまで責任を持つのかということは多分法的に決まっているのではないかと

- と、思、って私聞、かな、かつた、の、です、が、その、辺、は、ど、う、な、の、で、し、よ、う、か。
- 事 務 局：監視計画につきましては、今回こちらの案件が適用されている千葉県条例の中で監視計画の義務付けがあります。今回の準備書で申しますと、10-1 ページ以降になりますが、環境要素の区分としては、水質、水文環境、騒音、土壌、植物、動物、陸生生物、生態系となっています。一方でそれぞれの活動要素の区分としては、例えば、排水、悪臭の発生等、そういった項目がございます。具体的には10-3 ページから施工時と、10-5 ページから供用時の調査内容が書き込まれています。期間の件ですが、調査期間ということでそれぞれの項目の中で、例えば年に2回、3回とか4回等といった物がございます、準備書においては供用後3年間の調査期間となっております、その調査終了後にその結果を公表するという様な形になっております。
- H 委 員：供用後3年ということは、例えば埋立ても何も全て終わって、木も植えて、完了してその後は何もないのですね、責任は。
- 事 務 局：先程の委員の質問といたしましては、供用開始時の管理の方法ということかと思うのですが、もちろんこの施設につきましては、廃棄物最終処分場ということになりますので、廃棄物処理法に基づいて施設の管理、管轄といたしましては千葉県になるのですが、管理の方法、排水の調査の方法については、法令等で定められております。詳しい内容につきましては申し訳ございませんが、今手元に資料がございませんので、何を何回やらなければいけないとか、ここで説明が出来ませんが、管理につきましては定めがございます。
- 議 長：法的な、例えば事業が終わって、最終処分場だから永遠でしょ。何年間責任があるかということは、法律を調べたらなかったようです。
- 事 務 局：先程監視計画ということで3年と申し上げましたが、施設自体の監視期間という御質問でしたでしょうか。
- 議 長：それもありますよね。先程あった監視期間というものもありますし。
- H 委 員：家の近くの話ですが、埋立後何年も経ってからメタンガスが出て、それをどこかの大学の先生方が来て調査していたことがありました。どことは言いませんが。そういうことが当然起こると思うのですが、膨大な資料で見落としているかも知れませんが、それに対する一文が入っていなかったと思います。それを少しお聞きしたかっただけで、3年で決まっているのだったら、それは条例ですから仕方がないと思いますので、我々にはどうしようもないかなと思います。
- 事 務 局：少し補足と言いますか、先程の事業者からの説明にもありましたが埋立てが完了して、例えば排水の関係ですと、一般的な河川に放流できるレベルになった段階までは管理をしていく、という説明だったかと思います。
- 議 長：あの処分場というのは、あの会社の所有権というか、土地は会社

の持ち物なのですか。

事務局：アセスの関係で所有権の話は出ていないので確認しておりません。しかし、事業者からのこれまでの説明の中では、相当期間管理していく、また監視していくということで、供託金というのでしょうか、埋立終了後の管理期間の費用を積み立てていく、といったような物があると。その金額で保障できるのかということとは分からない所ですが、そういったような仕組みがあるというように聞いております。

議長：所有権者であれば、メタンが出たりすれば管理責任があるので、事業とは別に何かやらなければならないということになるのでしょうか。いずれにしても、埋立てた物は永久にそこに存在する訳で、いずれ漏出してくるのではないかとと思います。他に何かございませんでしょうか。

I 委員：一般論として事業者があれだけコンサルタントを用意して、立派な物ですよ、資料もすごい量です。しかし、立派な資料の割に、管理マニュアルの強化と一生懸命に言っておられるのですが、具体的に何ですか、というのが見えない。それは、行政側に提出されているのでしょうか。管理強化のポイントや、マニュアルの強化などですね、それが非常に多いのですが、対策としてどういうマニュアルなどという実例、仕様などがあって、例えばこういう物で強化していますとか、具体策が見えていないな、と思いました。それだけが少し心配だったので。

事務局：市原市の方で、この事業者に対する管理マニュアルの点検や指導というようなことはしておりません。私も具体的に見に行ったことがないので、昨年度の方法書の段階、それから今回の準備書の段階で、事業者は地元住民説明会を計4回やっています。そういった中でやはり、住民の方からも御質問が出ておまして、事業者からの回答としては、事務所の方に備え付けがされていて、依頼があれば誰でも見ることができる、逐次点検をしてマニュアルの強化、改善を図っているというような話でした。

I 委員：意外とそれがウィークポイントになっていて問題があるとか、一見皆さんの前での説明では、管理強化していますとか、マニュアル、いわゆる SOP ですよ、そういうことをしっかりやっているとっている業者に限って、今までの経験から少し心配しています。

C 委員：御心配はもっともですが、これは準備書で、今度は評価書というのが出てきますので、その時に二重チェック、ですから今からそういったこと、やはりどうやって基準を達成させるかというその方法論、マニュアルなどですね、そういうことが多分大事になってくると思うのですが。どういう方法で基準をクリアするのかという、まさにその運用時の、それはやはりある程度、次回の時にはそれを求めて具体的にどうやってやるのかということで、多分、環境影響評価書の段階では、こうやっても影響がないということはどうやって達成するのか、方法書までは多分要求していないので、こちらか

ら言わないと多分だめだと思います。

事務局：今回の県条例に基づく環境影響評価ですが、市長という公な立場で意見が述べられる機会は、今回の準備書段階で最後となります。評価書自体は、県知事からの意見は直接出しますが、関係市長としての意見を述べる機会としては、今回は最後ということになります。

C 委員：評価書が出てきますと縦覧されますよね。縦覧に対して、その時に意見が出されても反映されないのですか。手順的にはどうでしょうか。

事務局：評価書段階における手続ですが、事業者は千葉県知事に対して評価書を提出いたしまして、千葉県知事の方で、意見がある場合、意見書を提出します。提出された意見に対し、事業者は評価書の補正の必要性を検討します。評価書の縦覧は行われますが、関係市や住民等一般意見の募集という手続はありません。

G 委員：最終処分場の話が先程出ましたが、例えばこの君津環境整備センターに放射能の 8,000Bq 以下の物が入ってくる可能性があるのですか。8,000Bq 以上の最終処分場ということで、今騒がれていますよね。でも 8,000Bq 以下のセシウムの廃棄物がある訳ですよね。そういうのもここに入ってくる可能性があるのでしょうか。

事務局：先程の事業者からの説明にもありましたが、「資料 2」の 115 ページを見ますと指定廃棄物のうち 8,000Bq 以下については特定一般廃棄物・特定産業廃棄物として第 I 期、第 II 期の方に入っているというような形になっております。

G 委員：入ってくる訳ですか。

事務局：入ってくるというように理解しております。

G 委員：先程、他の委員が、供用時ではなく 1 万年後もその物がある訳ですよと言っていました。それに対して、答えははぐらかされていましたが、そういうことになると、遮水シートが 50 年ということは、非常におかしいのではないかと思います。遮水シートが 1 万年もつということであれば分かりますが。

A 委員：最終処分場の場合は、自然界から出てくる水について言えば、自然界から出てくる物と同等になるまでは管理しなければならないということが基本理念だと思いますよ。それまでは管理を、建前上ですよ、せざるを得ない。業者が倒産した場合どうするか、供託金など色々あるけれども、それはもうそれでしょうがないと。もう一つは、考えなければいけないことが、これに賛成する、しないは別にして、最終処分場なる物は、我々の人間社会においてなくては困る訳ですよ。あちこちにまかれたら堪らないので、どこかに必要だと。そのことはやはり一つきちんと踏まえておかないとどうしようもないと。その上でこれはどうなのかということになると思いますね。それから市原市さんをお願いしたいことが 2 点あります。1 点は、正誤表にも非常に間違いがあって、本文と合わせるのに 2 時間かかりました。こういうような不備な資料を受け取らないで、

きちんと直させた上で委員に送ってもらいたい。正誤表を付ければ良いのだろうという安易な考え方で送られるとものすごく迷惑ですよ。一週間にしても相当の、処理にすれば大変な時間をロスすることになるので、大変申し訳ないけれども迷惑です。ちゃんと間違いのない資料を送ってください。これを全部整合させるのは大変です。これが1点です。2番目は、私はこれについて疑問を持つ最大のこと、やはり立地のことです。私が言うことは、立地の問題だから準備書とは噛み合わないのです。市原市の方で、大変難しいことだと思いますが、産業廃棄物のような特殊な施設をどういう所なら立地して良いかという立地基準、これは逆に県では作れない、国では余計に作れない、市原市のように地域限定で、地域を熟知しているから、例えば谷密度や地層の問題など色々なことを考えて産業廃棄物処分場のような施設を作っても止むを得ない場所と、作ると非常に危ない、要するに急峻すぎるし、風土的に君津の上流部というのは、特にあの場合には非常に上手くない所ですよ。市原市だと上手くない。だから立地規制という物を必要なので、すごく難しい、個人の財産権と結び付くから大変難しいことではあるのですが、立地基準という物を市原市の方で、もし御検討いただければ、大変こういう審査にとってありがたい話になるな、と気がしております。

議長：ありがとうございます。他にございましたでしょうか。
委員：埋めた物がどのくらい持つのかというお話ですが、一般的には自然分解をします。廃棄物を埋めるのに覆砂をして、層にしています。実は覆砂の中に色々な微生物がおりまして、それが分解しています。だから何百年もということはないと思います。管理型の廃棄物処分場というのは、その微生物の分解効果を狙って、やがては無害な物に。ただ、何が入っているという問題があるのですが。一般的にはやがて無害な物になっていくというように言われている物だと思います。

議長：他になければ、審議を終結したいと思います。なお、諮問内容は、当該事業に係る準備書ということでありますので、答申内容としては、この準備書の内容に対する当審議会からの意見となります。したがって、本件に関しましては、前回と同じように採決することが馴染まないため、諮問に対する答申といたしまして、ここで審議をいただいた内容を取りまとめて作成したいと考えますが、いかがでしょうか。

～異議なし の声～

議長：ありがとうございます。それでは、本件に係る答申書の作成につきましては、本日御審議いただきました内容を踏まえて、私の方で作成することとしてよろしいでしょうか。

～異議なし の声～

議長：ありがとうございます。それでは、委員の皆様の御意見を集約いたしまして、私の方で答申書を作成することにいたします。次に報

告事項とありますが、事務局からの報告事項はありますか。

事務局：本日の報告事項はございません。

議長：それでは本日の議題は終了といたします。傍聴の方に申し上げます。本日の議題は全て終了いたしましたので、資料を係員に返却していただいた上で、御退席をお願いします。

～傍聴者、退席～

議長：委員の皆様、ずいぶん長くかかってしまいましたけれども、議事の進行に御協力いただきありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

司会：泉水会長、ありがとうございました。事務連絡が2点ございます。議事録につきましては、事務局で案を作成後、議事録署名人に指名されました委員の方に確認していただいた後に、確定させていただきます。また、報酬等につきましては、お知らせいただいている口座に振り込みいたしますが、事務手続上、約1ヶ月後の振込になりますので、御了承いただきたいと思います。事務連絡は以上でございます。本日は、泉水会長、小野副会長をはじめ、委員の皆様方、どうもありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

以上